

～計画の策定にあたり～



本市におきましては、平成26年度に「わかりあい
みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城
市～」を基本理念、「自立とささえあい ともに暮らせ
る まちづくり」を推進テーマとして、障害者計画と
障害福祉計画を一冊にまとめた安城市障害者福祉計画
を策定し、これに沿って障害者施策を推進しています。

このうち、障害福祉サービス等の提供体制の確保を
目的とする障害福祉計画が、平成29年度に計画の最
終年度を迎え、また、市町村に障害児のサービス提供

体制の確保と円滑な実施に向けた「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたこと
から、「第5期市安城市障害福祉計画」と「第1期安城市障害児福祉計画」を一体的
に策定しました。

障害者総合支援法施行3年後の見直しにより、障害者総合支援法、児童福祉法の
改正が行われ、「自立生活援助」「就労定着支援」等の新たな障害福祉サービスや共
生型サービスの創設、障害児支援の強化などが盛り込まれており、これらの改正を
踏まえた内容となっています。

障害児支援については、本市では平成30年7月に「子ども発達支援センター」
を開所し、親子・集団遊びを通じたグループ療育をはじめ、発達に関する相談・療
育支援、サルビア学園の通所支援を集約した施設として、18歳まで継続した支援を
行っていきます。

また、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、平成29年4月に事業を開
始した地域生活支援拠点等を中心に、グループホームの整備や就労支援の一層の充
実に向け、計画を着実に推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました安城市障害者
福祉計画策定委員会や関係団体等懇話会、安城市自立支援協議会の皆さま、アンケ
ート調査やパブリックコメントなどによりご意見をお寄せいただきました市民の皆
さまに心からお礼申し上げます。

平成30年3月

安城市長

神谷学